

## 広島県警察本部告示第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり手数料徴収事務を委託した。

平成19年8月30日

広島県警察本部長 飯 島 久 司

### 1 手数料の名称

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第6号に掲げる講習に係る講習手数料
- (2) 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習に係る講習手数料

### 2 委託した者

- (1) 名称  
黒井産業株式会社
- (2) 所在地  
山形市宮町二丁目11番9号

### 3 委託期間

平成19年8月10日から平成20年3月31日